

議案第 34 号

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
を制定することについて

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定する
ことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1
号の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 23 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

月額で定められている特殊勤務手当について、勤務実績に応じた支給とするため。

